

令和2年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和2年7月3日(金) 13:30~15:30

2. 開催場所

水産会館 3階会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 12名

4. 議事事項

議第1号 令和2年度における増殖指示数量の減免方針について

議第2号 岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について

議第3号 遊漁規則の一部変更について

議題4号 令和2年度におけるウナギ種苗の増殖指示数量の減免方針について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開会	
事務局	本委員会定数13名中12名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会長	議事録署名者を依頼。
【議第1号】令和2年度における増殖指示数量の減免方針について	
事務局	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等が、組合経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、令和2年の増殖指示数量の減免方針について審議するもの。</p> <p>本件については、令和2年5月1日付けで委員各位に書面表決という形でお諮りしており、減免するという方向性を確認している。今回、正式に内水面漁場管理委員会で議決するため議案化。</p> <p>岐阜県漁業協同組合連合会から増殖指示数量の減免要望があり、今般の事態の重要性に鑑み、令和2年の特別措置として漁協からの要望に応じて減免できることとしたい。なお、各組合の減免措置については、組合の経営状況や増殖実績等の実情に応じて調整するものとする。</p>
<p>新型コロナウイルスの感染拡大による社会情勢の影響を踏まえ、令和2年に限り増殖指示数量の減免を行うこととする。</p>	
【議第2号】岐阜県内水面漁場管理委員会の事務局書記の任免について	
事務局	<p>岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第3条第3項の規定「事務局長及び書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免。</p> <p>【内容】</p> <p>書記に鈴木諒介を任命するもの。任免理由は県の人事異動によるもの。</p>
<p>原案のとおり可決</p>	
【議第3号】遊漁規則の一部変更について	
事務局	<p>漁業法第129条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたもの。遊漁規則の変更については、漁業法第129条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと。」及び「遊漁料金の額が増殖及び管理の費用に比して妥当なものであること。」が認可要</p>

件。

申請漁業協同組合の漁業協同組合は、揖斐川上流、長良川中央、郡上の
3 漁業協同組合

○各漁協の内容

- ・漁業権番号内共第11号、揖斐川上流漁業協同組合

【変更内容】

1. 70歳以上の者に対する遊漁料金の減免の廃止。
2. 遊漁承認証のオンライン購入の導入

【変更理由】

1. 遊漁者の高齢化により伴う遊漁料収入の減少が見込まれるため
2. 遊漁者の利便性を高めるため。

【妥当性】

遊漁料の減免措置の廃止であり、遊漁を不当に制限するものではない。

- ・漁業権番号内共第16号、第18号長良川中央漁業協同組合

【変更内容】

1. ガリ漁の禁止区域の廃止

長良川的美濃市河戸谷合流点より上流50m・下流50m区間及び美濃市須原字勇田702番（右岸）と美濃市下河和字矢場尻820番8（左岸）を結ぶ線より下流400m区間（太平洋工業美濃工場裏）のガリ漁禁止期間を現行の「1月1日から8月15日まで」から「1月1日から9月30日まで」に変更し、ガリ漁禁止区域を廃止するもの。

2. ガリ漁の禁止区域の変更

長良川的美濃市立花橋下流50m点より下流長良川発電所排水口までの100m区間を、長良川美濃市立花橋下流端より下流長良川圧電所排水口までの150m区間に変更するもの。

3. 禁止区域の廃止

片知川の探勝歩道橋下流端より上流全域の禁止区域を廃止する。

【変更理由】

1. 当該区域のガリ漁禁止期間は、1月1日から8月15日までであり、9月30日からガリ漁が解禁となる他の長良川区域より早くガリ漁が解禁されていたが、大きな出水により、ガリ漁場として機能しなくなったため、当該区域の禁止期間を他の長良川区域と同じ1月1日から9月30日までとするもの。
2. 禁止区域を明確化するため

	<p>3. 溪流魚資源回復を目的に禁止区域を設定したが、令和元年に資源調査を行ったところ資源回復が認められるため、禁止区域を解除するもの。</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。</p> <p>・ 漁業権番号内共第17号、郡上漁業協同組合</p> <p>【変更内容】</p> <p>1. 禁止区域の廃止及び新設 阿多岐川の一の滝から二の滝までの区間の禁止区域を廃止する。向山谷川の本川及び支派川全域を新たに禁止区域とする。</p> <p>2. 特定釣漁場の新設 長良川後谷川合流点から下流300m地点までを特定釣漁場とするもの。魚種はあまご、期間は別に定める期間とする。料金は大人2,500円/日、高校生以下2,000円/日とする。</p> <p>【変更理由】</p> <p>1. 繁殖保護を目的に阿多岐川に禁止区域を設定したが、当該区域は産卵環境が失われているため禁止区域を廃止するもの。代替として向山谷川に禁止区域を設定し、引き続き資源保護に取り組む。</p> <p>2. 当該漁場は溪流魚の漁期において利用度が低いため、漁場の有効活用を図るとともに、水産振興、地域振興に資する目的で、特定釣漁場を開設する。</p> <p>【妥当性】 行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではない。</p>
委員	揖斐川上流漁協は高齢者の優待をなくしたということか
事務局	そのとおりです。
委員	オンラインシステムの様式は書面なのか。何枚も印刷して複数人で使用することはないか。
事務局	<p>書面ではなくタブレットの画面を見せることになる。オンライン化することで、誰が遊漁券を購入しているかを監視員のタブレット上で確認することができるようになる。</p> <p>また、漁場のどこに人が集まっているのかわかるので、新たな漁場管理の手法としても期待できる。</p>

委員	<p>溪流釣り等では、遊漁者が監視員が行けないような山中に入ることがある。そういった状況でも、遊漁料を払っているかどうか確認できるメリットがある。</p>
<p>「意見なし」で答申することを可決</p> <p>岐漁管委第 号 令和2年7月3日 岐阜県知事 古田 肇 様</p> <p>岐阜県内水面漁場管理委員会 会長 酒向 貞夫 第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について（答申）</p> <p>令和2年7月2日付け里川第146号で諮問のありました標記については、意見及び異議はありません。</p>	
<p>【議第4号】令和2年度におけるウナギ種苗の増殖指示数量の減免方針について</p>	
事務局	<p>シラスウナギの採捕量の低迷、それに伴う放流用ウナギ種苗の高騰等を鑑みて、岐阜県漁業協同組合連合会から第5種共同漁業権に係るウナギの増殖指示数量の減免要望があり、その是非等を審議。</p> <p>本件については、令和2年6月16日付けで委員各位に意見照会した「令和2年度のウナギ種苗放流に係る減免措置の方向性（案）について」において、減免するという方向性を確認しており、今回、正式に内水面漁場管理委員会で議決するため議案化。</p> <p>令和2年のシラスウナギの採捕状況は17.1t、取引価格は144万円/kgとなっているため、令和2年の河川放流用ウナギ種苗の価格は、6,000円/kg（消費税抜き）となっている。</p> <p>減免措置は、平成23年以降は、継続的に講じられており、今年も放流種苗価格が高値であることから、減免しなければならない状況。これまでのウナギの増殖指示数量の減免に係る基本的な考え方と方法は、</p> <p>(1) 減免の決定：「その年の河川放流用ウナギ種苗価格が平成22年の価格を超えているか否か。」が基準。</p> <p>(2) 減免の方法：「その年の増殖指示数量（kg）に種苗価格比（平成22年／当該年）を乗じた数量以上放流すること。</p> <p>令和2年の、種苗価格比は0.58であり、増殖指示数量の6割以上放流が目安となる。令和2年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について、事務局として「増殖指示数量は変更しないものの、各漁業協同組合が増殖指示数量の達成に向けて最大限努力することを前提に、各漁場、最低でも増殖指示数量の6割以上の放流とする。」案を提出する。</p>
委員	<p>昨年、各漁協は放流量を満たしていたのか。</p>
事務局	<p>概ね満たしている。</p>
委員	<p>この時期にウナギの増殖指示数量の減免方針をだしても、すでに発注済み</p>

	である。
事務局	池中養殖漁業協同組合から種苗価格が提示された時点で、減免の方向性について各漁協に書面でお知らせしているところである。
原案のとおり可決。	
閉会	
事務局	会長が挨拶し、閉会を宣言。